



国 監 告 第 1 2 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年12月26日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 中 川 喜美代

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 1. 随時監査

#### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

#### (2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成26年12月1日（月）から平成26年12月12日（金）まで

イ. 実施

平成26年12月22日（月）

対象部局

行政管理部市民課

#### (3) 対象事項及び範囲

対象事項

平成26年度国立市一般会計（歳出）

戸籍総合システム機器入替作業委託（国総務契第1471号）

（11月19日支払分）

予算科目 02.03.01.13（17）

支出額 11,880,000円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

#### (4) 手続き

実施通知 平成26年12月1日（月）

資料提出期限 平成26年12月10日（水）

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

#### (5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ. 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ. 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

エ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

(6) 結果

概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり指摘し、及び要望する。

個別事項

ア．指摘事項

(ア) 対象事項に係る契約締結決裁を確認したところ、国立市支出負担行為手続規則（以下「規則」という。）に基づく手続としての出納係長及び会計管理者への合議が行われていなかった。規則第7条では、「1件予定価格500万円以上の契約」について、その「決定を行なうときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない」とされており、実務上は、当該協議に相当する手続として、契約締結決裁において出納係長及び会計管理者に合議を行うこととなっている。会計課においては、これらの合議をもって高額支出の予定を事前に把握することにより、出納事務の円滑な執行が図られている。対象事項に係る支払に関しては、結果的に特段の支障はなかったものの、状況によっては、これらの合議の欠落が出納事務の円滑な執行に重大な影響を及ぼすこともあり得るところである。規則に基づく手続を徹底されたい。

イ．要望事項

(ア) 対象事項に係る歳出予算執行伺票（以下「伺票」という。）支出負担行為決定書（以下「決定書」という。）及び支出命令票の起票日がいずれも平成26年11月5日であったことから、その経緯を確認したところ、伺票については対象事項に係る契約締結決裁の起案日（同年7月5日）に、決定書については同決裁の決裁日（同月16日）にそれぞれ起票すべきところを失念し、後に、支出命令票を起票しようとしてそのことに気付いたため、その際にやむを得ず伺票及び決定書を起票したとのことであった。過去には、伺票及び決定書の起票が漏れていたために当該年度内に支払漏れに気付かず、翌年度に予備費充用により支払が行われた事例があり、監査委員において、再発防止策の体制を構築するよう要望したところである（平成23年度第2回定期監査）。その後、所管部において、再発防止のため、支出負担行為手続について、規則に基づく事務を徹底するよう通知が発出され（平成24年2月27日付け国企経発第291号）、具体的な事務手続として、契約締結決裁の起案時に伺票を起票・出力し、回議用紙に添付することが示されている。対象事項に係る伺票及び決定書は、支払事務を契機として起票されたものであり、このような起票は、支払漏れの防止策としては意味を成さないものである。前記通知を再確認し、事務に遺漏のないよう留意されたい。

以 上